

あさぎり町における「特定事業所集中減算」の

「正当な理由」の範囲（H30年度 後期～）

- ① 事業の実施地域に各サービスが5事業所未満しかない場合（【注意！】参照）
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下など事業所が小規模である場合
- ④ 1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下など少数の場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合（【ポイント】参照）
- ⑥ その他正当な理由としてあさぎり町長（保険者）が認めた場合
社会福祉法第78条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構の WAM-NET（ワムネット）に公表されており、その評価項目のうち a 評価が50%以上（小数点第2以下四捨五入）である事業所の場合
※ワムネットの公表画面を印刷のうえ添付すること。

【注意！】事業の実施地域とは市町村の計画で定められた区域です。

事業の実施地域とは、運営規程に記載された営業区域ではなく、市町村等が「介護保険事業計画」において定める区域のことです。

【ポイント】利用者の希望がある場合は、地域ケア会議等※にかける必要があります。

単に利用者の希望という理由のみでは、「正当な理由」とは認められません。

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者のケアプランを提出し、支援内容についての意見・助言を受けているなどの手続きが必要です。（別紙1参照）

※名称の如何にかかわらず「地域包括支援センターが実施する事例検討会等」を想定しています。

【注意！！】「正当な理由」があっても、書類の提出がないと減算となります。

「正当な理由」があつたとしても、毎年9月と3月に集計した結果や、理由などの書類をあさぎり町に提出しないと減算が適用されますのでご注意ください。提出期限などにも遅れることがないように、十分注意してください。